

Ⅲ.-5:118条 無効、取消し、撤回、解消及び贈与の撤回の効果

- (1) この条は、Ⅲ.-5:104条（基本的な要件）第1項e号に定める債権の譲渡行為が別に行われるか否かにかかわらず、同条第1項d号に定める譲受人の権利が契約その他の法律行為（以下この条において「基礎となる契約その他の法律行為」という。）から生じる場合に適用する。
- (2) 基礎となる契約その他の法律行為がはじめから無効であるときは、債権譲渡は効力を生じない。
- (3) 債権譲渡が効力を生じた後に、基礎となる契約その他の法律行為が第Ⅱ編第7章の規定により取り消されたときは、債権は初めから譲受人に移転しなかったものとみなす（以下この条において「債権譲渡に対する遡及効」という。）。
- (4) 債権譲渡が効力を生じた後に、基礎となる契約その他の法律行為が第Ⅱ編第5章の意味において撤回されたとき、第Ⅲ編の規定により契約関係が解消されたとき又は第Ⅳ編H部第4章の意味において贈与が撤回された時は、債権譲渡に対する遡及効は生じない。
- (5) この条は、このモデル準則のその他の規定に基づく原状回復請求権に影響を及ぼさない。

[p.1065]

コメント

A. 序論

ヨーロッパ契約法原則には本条に対応するものがない。同原則は、動産譲渡の場面で一般的に解決されるべき問題であるという見解に基づいて、本条が扱っている問題には意識的に触れないようにしている。今やこの問題は、動産譲渡に関する第Ⅷ編によって解決が行われている。基礎にある契約その他の譲渡権限の根拠が無効であるか取り消された場合、譲渡も同様に効力を失うという決定が行われている。譲渡はもはや存在しないのである。一貫性を重視してここでも同じ問題解決方法を採用する。

本条の典型的な適用事例は、金銭債権の売買があり、債権譲渡の通知が債務者に行われた場合である。有効な債権譲渡には通知は必要ではないが、通知により債務者が〔以後は〕おそらく譲受人に支払うだろうという実際的な効果が生じる。その後にその売買契約が無効であると判明したり、取消しがされた。本条の効果は、およそ債権譲渡が行われなかったものとみなすというものである。債務者にこのような状況を通知するのは、通常、譲渡人の義務であり、それによって債務者がもはや譲受人とされていた者に善意で支払をすることはなく、支払により十分な免責を受けることもないということが確実になる。Ⅲ.-5:119条（債権者でない者に対する履行）を参照。

B. 契約その他の法律行為

権原が裁判所の命令や法律の規定に由来するときは、本条は適用されない。このような

場合には、命令や規定が無効と判明する場合があります。ものの、私法上の法律行為ほど頻繁には生じず、その結論は問題となっている権原*を規律する規定に委ねておくことができる。

* 訳注：source of obligationという原文の表現は、そもそも適切でない。裁判所の命令（例：民事執行法159条の転付命令）や法律の規定（例：民法500条の弁済者の法定代位）の場合には、元の債権者に対して譲渡義務が発生するのではなく、譲渡の効果が直接に発生する。それは権利移転の基礎となる権原（原文のentitlement）を意味するが、債務ないし義務を意味しない。

C. 基礎にある契約その他の〔法律〕行為の無効

2項及び3項は鍵となる重要な規定を含んでいる。基礎にある契約その他の法律行為が無効又は取り消されれば、権原が当該契約その他の法律行為に由来する限り、債権譲渡は存在しない。しかしながら、後の契約その他の法律行為によって別個の権原が生じることは可能である。そのような後の権原によって債権譲渡が生じることを本条は妨げるものではない。

設例 1

XはYと契約を結び、それによりXが1年以内にYにある債権を無償で譲渡することとした。契約は、Xが法律行為を行うための能力のある年齢以下であったため無効であった。1年後、Xはもはや行為能力の制限を受けない年齢ではなくなった。Xは契約が無効であり、債権を譲渡する義務を負わないことを知りながら、その債権を譲渡すると決めた。XはYのために公式の債権譲渡証書を作成し、元の契約が無効であると知っているとして述べた。債権譲渡は、[p. 1066] 元の契約に基づくものではない。Yに権原をもたらす債権譲渡の独立した法律行為が存在するのである。

D. 解消、撤回、贈与の撤回

4項は、基礎となる契約その他の法律行為が有効であるが、第II編の撤回、第III編の解消又は第IV編の贈与の撤回のいずれかにより、それから生じた関係が終了する場合を扱っている。これらの場合、すでに生じていた債権譲渡には何ら遡及効は及ばない。時に原状回復が求められることはあるが、それは関係する状況に影響を与える規律次第であり、そのためには復帰的債権譲渡がされなければならないだろう。債権は自動的に復帰することにはならない。

設例 2

X Y間の契約には、（複雑な合意の条項の1つとして）代金支払と引き換えにXがある権利をYに譲渡する義務を負うとの条項が含まれていた。支払が行われて、Xも債権を譲

渡した。しばらくした後で、その契約上の他の債務についてYに重大な不履行があることが判明した。Xは契約関係を解消した。債権譲渡は自動的には影響を受けない。債権の復帰的譲渡と代金の返還が行われるべきかどうかは、この部分の履行がその契約の下で分けられるかどうかによる。Ⅲ.-3:510条（履行によって受けた利益の返還）及びⅢ.-3:511条（原状回復を要しない場合）を参照。

（たとえばすぐ上に引用したような）他の規定 [=Ⅲ.-3:510条] により原状回復が求められる場合、本条はその権利に影響を及ぼさない。5項 [訳注：4項は誤記] はこれを明確にしている。

E. 条件や期限の付いた債権譲渡を規律する必要はない

債権譲渡が条件や期限の付いたものである場合を特別に規律する必要はない。条件や期限が効力の発生を停止するものであるときは、Ⅲ.-5:114条（債権譲渡の効力発生時期）1項が明確に規定しており、同項によれば、債権譲渡は、その要件が満たされた時又は「債権譲渡行為が定める後の時点で」効力を生じる。債権譲渡の他のすべての要件が満たされているのであれば、債権譲渡は、たんに、条件が成就するか定められた期限が到来した時に効力を生じる。

解除条件である場合（あるいは債権譲渡が効力を消滅させる期限に服する場合）、取引は単純に2つの債権譲渡として分析することができる。現在の債権者が現在債権を譲渡し、期限が到来するか条件が成就した場合譲受人が再譲渡を合意するというものである。再譲渡の合意が債権譲渡行為そのものとして効力を生じるのか、後に別個の債権譲渡行為を要するのかは、解釈の問題となろう。もしその合意が、将来の効果を伴う債権譲渡行為と解釈されることになれば、期限の到来や条件の成就時に別個の債権譲渡行為を行う必要はなくなる。Ⅲ.-5:104（基本的な要件）3項を参照。

[p. 1067]

ノート

1. 基礎にある債務の何らかの瑕疵があるかそれに影響する何らかの事件がある場合、その債務を基礎として行われた財産の移転にそれが及ぼす影響という問題は、法体系を分ける問題である。この問題を十分に議論しているⅢ.-5:102条（とりわけノート1）、Ⅲ.-5:104条及び第Ⅷ編の対応する規定（Ⅷ.-2:202条）のノートを参照。